

「シールドトンネル施工技術安全向上協議会」規約

平成24年4月27日

(名 称)

第1条 この協議会は、シールドトンネル施工技術安全向上協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、シールドトンネル掘削工事現場での事故を受けて、シールドトンネルの設計・施工技術について、安全面等からの向上を図るため、技術的な検討を行うことを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会においては、以下に掲げる事業を実施する。

- (1) 平成24年2月岡山県倉敷市で発生したシールドトンネル事故の設計・施工方法等の状況把握
 - (2) 全国のシールドトンネルの設計・施工上の安全対策の状況把握
 - (3) 上記を踏まえた課題の抽出と対応策の検討
 - (4) シールドトンネルの安全対策に関わる設計・施工技術の提言
- なお、必要に応じ、現地調査を行うことがある。

(メンバー)

第4条 協議会のメンバーは、別表のとおりとする。

(委員長)

第5条 協議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。
- 3 委員長は協議会の議長となり、議事の進行に当たる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、国土交通省大臣官房技術調査課、総合政策局公共事業企画調整課及び港湾局技術企画課並びに公益社団法人土木学会及び独立行政法人土木研究所道路技術研究グループトンネルチームの共同運営とする

(協議会の招集)

第6条 協議会の招集は、委員長が必要に応じて行う。

(関係者からの意見聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第8条 会議については冒頭部分のみ公開とし、審議は非公開で行う。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち会議後速やかにホームページで公開する。また、議事録について、事務局は各委員の確認を得て発言者氏名を伏せて公表することとするが、公表時期は協議会終了後一定の期間が経過した後とする。

(守秘義務)

第9条 協議会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

以上

(別表)

委員名簿

委 員	東京都立大学 名誉教授	今田 徹
委 員	京都大学大学院 工学研究科 教授	小山 幸則
委 員	京都大学大学院 工学研究科 教授	三村 衛
委 員	社) 日本トンネル技術協会 技術部長	鈴木 明彦
委 員	社) 日本建設機械施工協会 施工技術総合研究所 研究第一部次長	安井 成豊
委 員	社) 日本建設業連合会 土木工事技術委員会 専門委員	三木 慶造
委 員	独) 土木研究所 道路技術研究グループ長	真下 英人
委 員	独) 港湾空港技術研究所 特別研究官	菅野 高弘

行政委員	国土交通省 大臣官房	技術調査課長
行政委員	国土交通省 大臣官房	公共事業調査室長
行政委員	国土交通省 総合政策局	公共事業企画調整課長
行政委員	国土交通省 土地・建設産業局	建設業課長
行政委員	国土交通省 水管理・国土保全局	治水課長
行政委員	国土交通省 水管理・国土保全局	下水道事業課長
行政委員	国土交通省 道路局	国道・防災課長
行政委員	国土交通省 港湾局	技術企画課長